# 入札説明書

# 【一般競争入札 (総合評価落札方式)】

業務名称:ベナン国産業振興分野に係る情報収集・確

認調査(一般競争入札(総合評価落札方

式))

調達管理番号: 20a00629

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

第4章 経費積算に係る留意事項

第5章 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項

第6章 契約書(案)

別添様式集

注)本案件の技術提案書の提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。

詳細については「第1 7.入札書・技術提案書の提出」をご確認ください。

2020年10月28日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

# 第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2020年10月28日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3. 競争に付する事項
- (1)業務名称:ベナン国産業振興分野に係る情報収集・確認調査(一般競争入札 (総合評価落札方式))
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、入札書において、消費税を加算して応札金額を提示してください。

(4) 契約期間 (予定): 2021年1月から2021年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、 業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案す ることを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

#### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102−8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者:契約第一課、角河佳江 <u>Kakugawa. Yoshie@jica. go. jp</u> 注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第四課

#### 5. 競争参加資格

#### (1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号)第 2 条第 1 項の各号に掲げる者 具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構 成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団 等を指します。
- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日(入札書の提出期限日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日(入札会での落札宣言日) までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c)契約相手確定日(入札会での落札宣言日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d)競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

#### (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2)日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めま

せん。

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

#### 6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限:2020年11月6日(金) 正午まで

2)提出先 :上記4. 窓口

3)提出方法:電子メール

<u>(公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、</u>原則としてお断りしています。ご了承下さい。)

(2) 質問への回答

上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

1)2020年11月12日(木)までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

2)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争 参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金 額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

#### (3)説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

#### 7. 入札書・技術提案書の提出

(1)提出期限:2020年11月20日(金) 12時

#### (2)提出方法:

技術提案書・入札書(押印付)とも、電子データ(PDF)での提出をとします。 上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポー ザル提出用フォルダ作成依頼メールを <u>e-koji@jica.go.jp</u>へ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼」(調達管理番号)」(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- (3)提出先:当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4)提出書類:技術提案書/入札書
- (5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2)提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したと き

#### 8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年12月11日(金)までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年12月14日(月)午前までに結果が通知されない場合は、上記4.選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、当機構にて責任をもって削除します。

#### 9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時:2020年12月22日(火) 15時~

(2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。 詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

#### (3) 競争参加者の出席

競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。

#### (4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、再入札を実施します。1回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。(詳細については、12.入札会手順等(1)6)を参照)

(5) その他

入札会後、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

#### 10. 入札書

- (1)入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価 (円)(消費税込)をもって行います。
- (2)入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札 価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなし ます。
- (3)競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (4)競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を 提出したものとみなします。
- (5)入札保証金は免除します。
- (6)入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2)入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 記名押印を欠く入札

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 明らかに連合によると認められる入札
- 7) 同一競争参加者による複数の入札
- 8) 条件が付されている入札
- 9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 落札者の決定方法

(1)評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

#### (2)技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小

数点第1位まで計算)とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格と します。

#### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については <u>極めて優れており</u> 、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については <u>優れており</u> 、適切な業務の履行が十分 期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については <u>一般的な水準に達しており</u> 、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが</u> 、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難で あると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、 全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われる</u> レベルにある。	4 0 %以下

#### (3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額(応札額)が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

(価格評価点) = [(予定価格一見積価格) /予定価格] × 100+80

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

(価格評価点) = 120- [(予定価格-見積価格)/予定価格] × 100 なお、予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

#### (4)総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8+(価格評価点) × 0.2

#### (5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき 総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とし ます。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ 引きにより落札者を決定します。

1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

#### 12. 入札会手順等

- (1)入札会の手順
  - 1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを e-koji@jica.go.jp へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

- 3) 入札金額の発表
  - 各競争参加者の入札金額を読み上げます。
- 4)予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。
- 5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。1回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書(PDF)とパスワード(別送)を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス: e-koji@jica.go.jp

2回目以降の札の送付に際しても、1回目と同じ入札書の様式(別添様式集参照)を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

#### 7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、<u>e-koji@jica.go.jp</u>へ送付してください。

金			辞				退			田	
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---	--

#### (2)入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

#### (3)入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

#### 13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書 (「別添様式集」参照) の提出をいただきます。
- (2)「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6章 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

#### 14. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - ウ、総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1)競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力 機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規 定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反 社会的勢力」という。)である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4)競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、 運営に協力し、若しくは関与している。
- 6)競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- 7)競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ってい る。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていた だくことが趣旨です。

# 16. その他

#### (1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

#### (4) 不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) 技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、入札会の日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「**脚注**」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、 競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行 う場合があります。

#### 1. 業務の背景・目的

ベナン共和国(以下、「ベナン」という)は、政情及び治安が不安定な国が多い西アフリカにおいて、民主的な国家運営や安定した治安等が国際社会から高く評価されている国の一つであり、2016年以降、「綿花王」の通称を持つ元・実業家のタロン大統領を中心とした現政権が経済構造の転換を含む国家改革を積極的に進めている。経済面においては、主要輸出産品である綿花等、農産品の生産量増加や安定した国際価格、貿易取扱量の増加等を受けて、2017年以降、5%以上の経済成長を継続的に記録している。

一方で、綿花を中心とした農業とコトヌ港での湾岸サービス業に依存した脆弱な経済構造をもっていることや、各産業における生産管理能力や専門的な技術をもった人材の不足等により、効率的な生産及び加工等を通じた付加価値の創出ができていないことが課題となっている。また、経営管理・新ビジネス開発・デジタル化を含む理系分野の専門的な技術をもった人材の育成も十分ではなく、ビジネス開発サービス(BDS)や起業のエコシステム、市場・資金アクセス等も未成熟であるため、中小企業をはじめとする民間セクターに競争力がないことが、さらなる経済成長を妨げる一つの要因となっている。

こうした状況を踏まえ、ベナン政府は、「政府行動計画2016-2021(Programme d'Actionis du Gouvernement, PAG, 2016-2021)」において、加工業や情報通信技術といった収益性の高い専門技術をもった産業人材を育成し、また民間セクターの開発を通じた持続的な経済発展を目指すとの方針を掲げている。また、2019年に横浜で開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD7)において、同国政府は、天然資源が豊富でない中、人材育成により経済成長を遂げてきた国の一つとして我が国を評価し、産業人材の育成に資する協力に強い期待が示された。ベナンにおいては、これまでも産業振興が0DAの重点分野の一つであり、農業・水産を中心とした協力を展開してきているが、前述の背景・課題を受け、産業人材の育成に資する新たな協力を検討するため、本調査を実施するものである。

#### 2. 業務実施上の留意事項

#### (1)調査の概要

調査対象とするプロジェクトの概要は以下のとおり。

#### 1) 案件名

産業振興分野に係る情報収集・確認調査

Data Collection Survey for the Sector of Industrial Development in Benin

2)調査期間 2021年1月中旬~2021年6月下旬

3)調査の目的

民間セクター開発及び産業人材育成分野に係るベナン政府の政策を整理し、 先方政府のニーズの聞き取り及び他ドナーの協力状況の整理を通じて、JICA の 新規協力案件の発掘を行う。

#### (2)調査対象地への渡航

本業務については、現段階では、現地への渡航を想定していないが、業務履行期間中に隔離措置等なしで現地への渡航が可能となった場合には、必要性に鑑みて、業務の一部を現地渡航して実施することについて、発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。

#### (3)業務履行の確認プロセス

本業務は、民間セクター開発及び産業人材育成分野に係るベナン政府の政策を整理し、先方政府のニーズの聞き取り及び他ドナーの協力状況の整理を通じて、ベナンを対象とした JICA の新規協力案件の発掘を行うことを目的としているため、業務履行に当たっては、十分発注者と協議すること。

なお、協議頻度は、週1回を目途とする。また特に以下の段階においては、必ず 発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について 確認を得ることとする。

- 1) 民間セクター及び産業人材育成の現状と課題の分析・整理の開始時と終了時
- 2) 民間セクター開発及び産業人材育成分野に係るベナン政府の政策の情報収集・整理の開始時及び終了時
- 3) 当該分野に係るベナンの政府機関・部門の組織図の作成とそれぞれの役割の 整理の開始時及び終了時
- 4) ベナン政府機関や他ドナー、その他の組織への質問票の作成時及び回収時
- 5) ベナン政府機関や他ドナー、その他の組織との協議前及び協議後
- 6)上記の情報収集・分析を通じた、JICAによる新規協力案の作成時
- 7) 作成したそれぞれの新規協力案について、以下項目の情報収集・整理の開始 時及び終了後
  - ① 案件を実施する場合の先方カウンターパート候補機関・部門の整理
  - ② 協力案が民間セクターに与えるインパクトを説明する資料の作成
- 8) 各種報告書作成時
- 9)業務の一部について、ローカルコンサルタントへの再委託の検討時及び契約 時
- 10)現地渡航が隔離措置等なしで再開できる状況になり、計画の一部の変更を検討する必要が生じた時

#### (4)機構からの便宜供与

発注者のアフリカ部及びベナン支所による便宜供与事項は以下のとおり。

- 1) ベナン政府機関や他ドナー、その他の組織への質問票の配布や意見交換を行う際、機構が可能な限りの情報提供を行います。
- 2) ベナン現地の通訳者・翻訳者(英・仏)が必要な場合、機構が可能な限りの情報提供を行います。

#### 3. 業務の内容

(1)業務計画書の作成・提出(2021年1月中旬、適宜修正)

業務計画書を作成し、提出すること。なお、作成にあたっては、以下の項目を参考とし、必要に応じて発注者に相談の上、承認を得ること。また、必要に応じて発注者に相談の上、見直しを行うこと。

(2)民間セクター開発及び産業人材育成の現状と課題の分析・整理(2021年1月下旬~2021年4月下旬)

民間セクター、公的部門、研究・教育機関の産・官・学の役割分担と連携の状況について調査を行う。具体的には産・官・学を通じた産業クラスターの育成状況、ハブの形成等エコシステムの形成状況を調査し、各機関が果たすべき役割を明らかにする。併せて産業クラスターのシードとなりうるベナンの地域資源、起業支援産業、研究機関、事業体、投資家の状況を確認する。

方法としては、既存の資料・報告書等にもとづいた分析、ベナン政府・民間企業・他ドナーへの質問票の送付といったヒアリング等を通じて情報収集を行い、可能な範囲で COVID-19 の影響も踏まえた、ベナンの民間セクター及び産業人材育成の現状と課題を分析し、報告書として提出する。

なお、民間セクターの分析にあたっては、①ベナン現地の商工会議所、業界団体、民間団体、スタートアップを含む企業、企業向けサービスを提供する民間組織等の情報収集、②2019 年 11 月に実施したベナン・トーゴ投資視察ミッションに参加した企業へのヒアリングを行い、日本企業の進出状況についても調査を行うこと。また、産業人材育成の分析にあたっては、職業訓練等の専門的技術をもった人材の育成に係る情報の収集を行うこと。

(3) 民間セクター開発及び産業人材育成分野に係るベナン政府(国、県、市町村)の政策・計画及びその実施状況の情報収集・整理(2021年1月下旬~2021年3月下旬)

民間セクター開発及び産業人材育成分野に係るベナン国政府、市町村、研究開発、高等教育部門、職業訓練部門の政策・計画、予算・補助金等の財源、及びその実施状況について情報収集・整理をし、報告書を作成する。情報収集に際し、機構は可能な限りの情報提供を行うが、ベナン政府へのヒアリング等を通じた追加的な情報収集も行うこと。また、報告書の作成にあたっては、ベナン政府の「政府行動計画 2016-2021 (Programme d'Actionis du Gouvernement, PAG, 2016-2021)」における位置づけについても整理し記載すること。

(4)当該分野に係るベナンの政府機関・部門、市町村等の公的機関、高等教育機関、 職業訓練機関等人材育成を担う機関の組織図の作成とそれぞれの役割についての情 報収集・整理(2021年1月下旬~2021年3月下旬)

既存の資料・報告書等の分析やベナン政府・他ドナーへのヒアリングを通じ

て情報収集・整理をし、組織図を作成する。また、各機関・部門の役割・所掌業務・人員・役割の履行状況(実態)についても情報収集・整理をし、上記の組織図を含めた報告書を作成する。

(5) 当該分野に係る他ドナーの協力及び連携可能性についての情報収集・整理(2021年1月下旬~2021年4月下旬)

既存の資料・報告書の分析、ベナン政府・他ドナー等へのヒアリングを通じて、当該分野を細かく分類したうえでドナーマッピングを行い、JICAが介入すべき分野と他のドナーとの連携可能性を明らかにしたうえで、追加的な情報収集・整理をし、報告書を作成する。

(6) 当該分野に係る現地の教育機関(大学、高等専門学校、IT 人材育成等職業訓練校)や研究機関(公的、民間)についての情報収集・整理(2021年1月下旬~2021年4月下旬)

ベナンの学校の系統図を作成し、各教育機関の役割及び課題を明らかにする。また、産業人材の育成、輩出状況・進路を明らかにし、ベナンでの人材育成にかかるボトルネックを探る。併せて産・学による共同研究の有無、連携の可能性、当該連携における資金フロー、市場等も併せて調査する。具体的な方法としては、既存の資料・報告書の分析、ベナン政府・教育機関・研究機関・現地企業・他ドナーへのヒアリングを通じた情報収集・整理をし、報告書を作成する。

(7) 当該分野に係るベナン政府機関・部門、民間企業、投資家、起業家、高等教育機関、職業訓練校、研究機関との協議を通じたニーズの聞き取り及び整理(2021年1月中旬~5月下旬)

各ステークホルダー、ドナーとの協議を通じて、当該分野についてどのような協力ニーズがあり、日本の強みを活かし、JICAとして介入すべき分野が何か聞き取りを行い、整理する。

(8)協力案(複数)の作成・整理(2021年4月上旬~2021年6月中旬)

上記の(2)~(7)を踏まえて、以下の点に留意しつつ、協力案(複数)を 作成・整理する。

- ① 産業育成において産・官・学が果たしている役割に対し、果たすべき役割とのギャップを明らかにしたうえで、当該ギャップを埋める施策として JICA が協力すべき分野と協力案を提案する。
- ② ベナンの地域資源、人材、市場、産業クラスター・エコシステムの状況を踏まえ、これらの要素への協力方法を含めた複数の民間セクター開発に関する協力案を提案する。
- ③ 協力案にはカイゼンアプローチを活用した品質・生産性向上協力案とデジタル技術を活用した産業開発及び起業支援に関する協力案を含める。
- ④ 各協力案について、案件を実施する際のカウンターパートを特定し明記する。 特に人材育成の面で、高等教育機関及び職業訓練校が果たすべき役割を明らかに

したうえで、今後必要と考えらえる人材と育成方法(数、財源、期間、ノウハウ等) を示す。

- ⑤ 産・官・学連携においてベナンで研究機関が果たすべき役割と民間部門とのデマケ、連携、公的機関からの支援、財源等を踏まえ、①、②、③、④の提案に研究部門への協力案を含める。
- ⑥ 協力案の整理にあたっては、民間セクター開発にかかる JICA の方針<sup>1</sup>や JICA の大陸横断的な取り組み(「カイゼンイニシアチブ<sup>2</sup>」や「アフリカ起業家支援プラットフォーム(Project NINJA(Next Innovation with JAPAN))<sup>3</sup>」との連携、広域展開の可能性を検討する。
- ⑦ スキームは技術協力を中心とする。
- ⑧ いずれの協力案も With コロナ/Post コロナの新しい状況下で想定されうる協力案とする。
- (9) ベナン政府・関係機関への調査結果の報告(①2021年3月下旬、②2021年6月 上旬)

本調査結果を踏まえて、今後の JICA 協力を検討するため、①調査の内容、② 各協力案の内容及びそれらが民間セクターに与えるインパクトを整理し、ベナン政府に説明するための資料を作成の上、ベナン政府・関係機関に報告すること。また、報告の際には議事録を作成し、先方からコメント等があった場合は、必要に応じて対応の上、最終報告書を作成すること。なお、協力案について説明する際には、あくまで今回の調査結果としての協力案であり、JICA として協力案の通り実施をするわけではないことに留意すること。

(注)調査期間中に現地大統領選挙が実施される予定のため、3月中旬~6月中旬は政府関係者との面談が難しくなることが予想されます。

#### 4. 成果品等

作成・提出する報告書・資料等は以下のとおり。最終成果品の提出期限は、2021年6月下旬を予定している。なお、本契約における最終成果品は最終報告書とする。

(1) 業務計画書(2021年1月中旬)

記載事項:契約履行期間の業務計画。

部数:和文1部(PDF版)、仏文1部(PDF版)

#### (2)調査報告書

1)調査活動業務報告書

JICAの規定により、個人ごとに日々の業務内容を記した月例の業務報告書を翌月10日までにメールでJICAに提出する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> https://www.jica.go.jp/activities/issues/private\_sec/index.html

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.nepad.org/programme/africa-kaizen-initiative-aki

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> https://www.jica.go.jp/activities/issues/private\_sec/project\_ninja/index.html

2) 中間報告書(2021年3月中旬)

記載事項:上記業務の内容(2)~(7)の成果。また、その他の項目の進捗状況。 これを踏まえて、ベナン政府・関係者に調査結果を説明する。

部数:和文1部(PDF版)、仏文1部(PDF版)

3) 最終報告書(案)(2021年5月下旬)

記載事項:調査結果の全体成果。各協力案の内容とそれらがベナンの民間セクターに与えるインパクト。これを踏まえて、ベナン政府・関係者に調査結果を説明する。

部数:和文1部(PDF版)、仏文1部(PDF版)

4) 最終報告書(2021年6月下旬)

記載事項:調査結果の全体成果。

部数:和文3部(PDF版1部、紙面版2部)、仏文3部(PDF版1部、紙面版2部)

(3) 対ベナン政府説明資料 (2021年3月中旬、2021年5月下旬、2022年6月下旬)

記載事項: 1) 2021年3月中旬提出分

- ① 上記業務の内容(2)~(7)の成果
- ② その他の項目の進捗状況
- 2) 2021年5月下旬提出分
  - ① 調査結果の全体成果(案)
  - ② 各協力案の内容とそれらが民間セクターに与えるインパクト(案)
- 3)2021年6月下旬提出分
  - ① 調査結果の全体成果
  - ③ 各協力案の内容とそれらが民間セクターに与えるインパクト

部数:和文2部(PDF版1部、簡易紙面版1部)、仏文2部(PDF版1部、簡易紙面版1部)

(4)面談録等

各ヒアリング・協議については、実施後、内容について整理し、中間報告書、 最終報告書(案)及び最終報告書提出の際に併せて提出する。

(5) 収集資料本調査を通じて収集した資料及びデータは、項目毎に整理し、可能な 限り電子データにて収録し、収集資料リストを添付の上、JICAに提出する。

#### (各種成果品作成にかかる留意事項)

1)報告書の仕様

報告書類の印刷、電子化については、「JICA調査団報告書閲覧・作成ガイドライン (2017年10月)」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて 固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の提出物等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとすること。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目 次の次の項に記載すること。

(別紙)

## 報告書目次案

- 注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の 結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。
- I. 中間報告書(和文、仏文)
- Ⅱ. 最終報告書(和文、仏文)
- Ⅲ. 対ベナン政府説明資料(和文、仏文)

以上

# 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

#### 1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項		目安
也 <u></u>	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力		
(1)類似業務の経験		
<u>類似業務:民間セクター開発及び産業振興分野に係る各種業務</u>	6	注
		<del></del>
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	2	1 ~ 2
2 業務の実施方針等		
(1)課題に関する現状認識	5 頁	以下
(2)業務実施の基本方針	5 頁	以下
(3)作業計画/要員計画	4	1
(4) その他	1 -	~ 2
3 業務従事予定者の経験、能力等		
(1) 評価対象業務従事者の経歴	5,	/人

注)共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社(共同企業体代表者及び構成 員)にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数(共同企業体代表者及び構成員の社数)」 を頁数目安として下さい。

#### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

#### (1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

また、本業務については、現段階では現地への渡航を想定していませんが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航し

注 2) IS09001 等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

て実施することについて、受注者に協議に応じて頂きます。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)に基づき、発注者が負担します。

#### (2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体)約8.45人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

#### (3)業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- 業務主任者/産業振興・人材育成(2号)
- ② 中小企業競争力強化/品質·生産性向上
- ③ 産業振興に係るデジタル技術/スタートアップ支援

#### (4)業務従事者の評価に際しての類似業務/対象国/語学力

評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語 学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:業務主任者/産業振興・人材育成】

- a)類似業務経験の分野:民間セクター開発及び人材育成分野に係る各種業 森
- b)対象国又は同類似地域:ベナンを含むアフリカ地域及び全途上国
- c) 語学能力:英語(仏語ができることが望ましい)

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

#### (5) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの 業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の 技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の

所属する社又は団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書に添付してください。

#### (6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、 当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション 能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写 しを添付してください。

#### (7)配布資料/閲覧資料等

#### ベナン国政策文書:

- ① 「政府行動計画 2016-2021(Programme d'Actionis du Gouvernement, PAG, 2016-2021)」(和文、仏文)
- ② 国家貿易開発政策 (Politique Nationale de Developpement du Commerce)
- ③ 技術・職業教育・訓練に係る国家戦略 (Strategie Nationale de l'Enseignement et la Formation Technique Professionnels, EFTP, 2019-2025)
- ④ 技術・職業教育・訓練にかかる国家戦略実施のための緊急計画 (Plan d'urgence pour la mise en oeuvre de la Stratégie de l'Enseignement et la Formation Techniques et Professionnels au Bénin, Septembre 2019-Août 2020)
- ⑤ 技術・職業教育・訓練に係る法的枠組み (Loi Cadre de l'Enseignement et la Formation Techniques et Professionnels (EFTP))
- ⑥ 政策声明:デジタル経済分野における戦略的オリエンテーション 2021 (Déclaration de Politique Sectorielle Orientation Stratégiques 2021 dans le Secteur de l'Économique Numérique)
- ⑦ デジタルセキュリティにおける国家戦略 (Stratégie national de sécurité numérique)
- ⑧ 国家開発計画 (Plan national du Développement)

#### 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する 各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、 法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですの で、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。 記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1.プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1)コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

#### (2)業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

#### 1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

▶ ベナン国における民間セクター及び産業人材育成分野(特に専門的技術をもった人材の育成)の現状と課題

#### 2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務 を実施するのかを検討した上で記述して下さい。<u>なお、「第2章 特記仕様書」</u> に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追 加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

特に、本業務では現地への渡航を想定していないため、遠隔での情報収集等の方針等(オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等)について、可能な限り具体的に記述してください。

なお、調査期間中に現地大統領選挙が実施される予定であるのため、3月中旬~6月中旬はベナン政府・関係機関との面談実施が難しいことが想定されます。この点を踏まえて記述してください。

#### 3)作業計画/要員計画

上記「(2)業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1.プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又は機構(機構の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

#### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1.プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3)業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイ

ドラインの当該様式集を使用してください。

#### (4)技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

## ▶ 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

## ▶ 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙:評価表

# 別紙

# 評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点(例)
1. コンサルタント等の法人と	しての経験、能力	2 0
(1)類似業務の経験	<ul> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	1 0
(2)当該業務実施上のバック アップ体制(本邦/現 地)	<ul> <li>・ 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。 支援内容が具体的か。</li> <li>● IS09001 等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> <li>● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。</li> </ul>	1 0
2. 業務の実施方針等		4 5
(1)課題に対する現状認識	<ul><li>● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。</li><li>● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。</li><li>● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。</li><li>● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。</li></ul>	1 5
(2)業務実施基本方針の的確 性	<ul><li>● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する 業務方針が示されているか。</li><li>● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。</li></ul>	1 5
	<ul><li>● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が 提案されているか。</li></ul>	1 2

(3)作業計画・要員計画の妥 当性	<ul><li>● 提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、 業務実施上重要な専門性が確保されているか。</li><li>● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保 されているか。</li></ul>	3
3. 業務主任者の経験・能力		3 5
(1)業務主任者の経験・能力	: 業務主任者/産業振興・人材育成	3 5
イ 類似業務の経験	<ul> <li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	1 5
ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での 業務経験	<ul><li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li><li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li><li>● 業務従事の長短を考慮する。</li></ul>	6
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	6
ニ 業務主任者等としての 経験	<ul><li>● 最近10 年に実施した業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。</li><li>● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。</li></ul>	6
ホーその他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格などがあるか。	2

## 第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」(本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。)に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(QCBS 方式対応版)」(2020 年 4 月)(下記 URL 参照)にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\_qcbs.html

#### 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

#### 2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書*(「別添様式集」参照)*の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

#### (1)費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします (別添様式1-2参照)。

本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃 や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えてい ます。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
	(1)旅費(航空賃)	本邦又は第三国から対象国への航空賃
Ⅱ.直接経費	(2)現地関連費	<ul><li>⑨ 旅費(日当・宿泊費)</li><li>業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費</li><li>⑩ 一般業務費(現地支出分)</li><li>現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費</li></ul>
	(3)国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	(4)機材費	機材購入費・輸送費等
	(5)再委託費	業務の一部を再委託(下請負)するための経費 (機構が認める場合に限る。)
Ⅲ. 消費税		消費税及び地方消費税

#### (2)報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日30日、国内業務は実働日20日で1人月として 積算して下さい。ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定し ていません。

## (3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績(例:渡航回数、現地での業務従事人月等)を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

#### 3. 定額で計上する経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させて頂きます。 なし

# 第5章 契約管理及び契約金額の確定 (精算)に係る留意事項

経費確定(精算)報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/20151013\_02.html

#### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。 数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

	費	t用項目	数量等実績確認の有無
I. 報酬			無:
		(1)旅費(航空賃)	有:渡航回数を確認
Ⅱ.直接		(2)現地関連費	有:現地業務人月(人日)を確認 注)ただし、現地業務人月に関係しない経 費については、数量等の実績確認は行 わない。
	(3	(3)国内関連費	無
		(4)機材購入費	有:購入された機材の内容と契約終了時 の取扱いを確認
		(5)再委託費	無:

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、 航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考え ています。

すなわち、現地業務人月に関係する(比例する)現地関連費や機材購入費の計上がなければ(これらの計上がない可能性が高いと考えています。)、本契約においては、業務完了及びのその確認・検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認(証憑書類等の確認)なしに、支払を行うこととなります。「業務従事者の従事計画・実績表」の提出も不要となります。

## 2. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

# 【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン (2018 年 5 月)」 が適用されます。

#### 第5章 契約管理及び契約金額の確定(精算)に係る留意事項

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4.契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

(1) 契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4)要員に係る合意事項」については、入札によって 既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

(2)業務計画書等の提出

適用されます。

(3)費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

(4) その他契約金額内訳に係る事項

<u>定額計上した「直接経費」のみ</u>を対象に適用されます。ただし、「5)旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(5)業務従事者の確定・交代

業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させて頂きます。

(6) 現地再委託契約

「再委託費」が**定額計上した「直接経費」**である場合に限り、適用されます。

(7)機材調達・管理

「機材費」が<u>定額計上した「直接経費」</u>である場合、適用されます。ただし、「4)調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

(8) 契約の変更

適用されます。

(9) 不可抗力

適用されます。

(10)業務の完了

適用されます。ただし、「2)継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限ります。

以上

## 第6章 契約書(案)

## 業務実施契約書(案)

1 業務名称: ベナン国産業振興分野に係る情報収集・確認調査

2 業務地: ベナン共和国

3 履行期間: (西暦で記入) 年 月 日から

(西暦で記入)年 月 日まで

4 契約金額: 円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と 受注者名を記載(以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に 基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って 誠実にこれを履行するものとする。

#### (契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる 各文書により構成される。
  - (1)業務実施契約約款(以下「約款」という。)
  - (2) 附属書 I 「共通仕様書」
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

#### (監督職員等)

- 第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものと する。
  - (1) 監督職員 : アフリカ部アフリカ第四課の課長
  - (2) 分任監督職員: なし

#### (「契約金額の精算」条項の変更)

- 第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は 次の各号のとおり確定する。
  - (1) 直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費 国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
  - (2)報酬

契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

- 2 前項の趣旨を踏まえ、約款第 14 条 (契約金額の精算) 及び約款第 15 条 (支払) の規定を次の各号のとおり変更する。
- (1) 約款第14条第2項から第6項を削除する。
- (2) 約款第 14 条第 2 項に「契約金額をもって「確定金額」とする。ただし、発

注者が契約金額内訳書に記載されている費目について、業務の実績や実支出を確認した上で、発注者が支払うべき「確定金額」を定める旨、受注者に指示したときは、受注者は契約履行期限内に経費報告書を発注者に提出し、発注者は当該経費報告書をもって、確定金額を算定し、受注者に通知する。」を挿入する。

(3) 約款第 15 条第 1 項中「前条第 5 項の規定による確定金額」を「前条第 2 項 の規定による確定金額」に変更する。

#### (共通仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第9条 業務関連ガイドライン 「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」 を削除する。
  - (2)第26条 契約金額精算報告書 本条を削除する。
  - (3) 第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。
- ※(契約履行期間が12ヵ月を越え、)前金払の上限額に制限を設ける場合。 (前金払の上限額)

第〇条 本契約においては、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回(契約締結後):契約金額の●●%を上限とする。
- (2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の〇〇%を上限とする。
- ※ 部分払を行う場合。

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

#### <例>

(1) 第1回部分払:第〇次中間報告書の作成

(中間成果品: 第〇次中間報告書)

(2) 第2回部分払:ドラフトファイナルレポートの作成

(中間成果品: ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

# 2000年00月00日

発注者 受注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 植嶋 卓巳

# 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報 」 > 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html</a>) にある「契約約款 (調査業務)」に示す通りとします。

# 附属書I「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報 」 > 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 (<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consulg/index since 201404.html</a>) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

#### [附属書Ⅲ]

## 契約金額内訳書

Ⅰ. 報酬 ●●, ●●●, 000円 (内訳別表)

Ⅱ. 直接経費 ●, ●●●, 000円

(1) 旅費(航空賃) ●●●, 000円

1) Cクラス: ●●●, 000円×O往復=●●●, 000円

2) Yクラス: ●●●, 000円×O往復=●●●, 000円

(2)現地関連費 ●●●, 000円 *内訳: ●●●*, 000円×O. *○人月* 

(3) 国内関連費 ●●●, 000円 (一式)

(4)機材費 ●●●, 000円 (例:定額計上)

(5) 再委託費 ●●●, 000円 (一式)

Ⅲ. 小計 ●●, ●●●, 000円

♥. 合計 ●●, ●●●, ●00円

- ▶ 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認 の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表:報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額(円)	業務人月	金額(円)
合	計			

# 別添様式集

# 第1 入札に関する様式

別添様式1-1 入札書

別添様式1-2 入札金額内訳書

# 第2 技術提案書作成要領に関する様式

別添様式2-1 技術提案書頭紙

別添様式2-2 技術提案書表紙

(別添様式1-1)

入 札 書

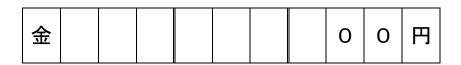
2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 代表者役職・氏名 <sup>印</sup>

# 案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式)) 調達管理番号:

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。



(消費税及び地方消費税●,●●●,●00円を含む。)

- \* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものと します。

以上

入札書への添付は不要です。落 札後、落札者のみから提出を求 めるものです。

契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式1-2)

# 入札金額内訳書

2000年 月 日

商号/名称

件名:案件名 (一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

Ι	幸反西州	円
П	直接経費 (1)旅費(航空賃) (2)現地関連費/旅費(日当・宿泊費) (3)現地関連費/一般業務費(現地支出分) (4)国内関連費/一般業務費(国内支出分:報告書印刷費等) (5)機材購入費 (6)再委託費	円円円円円円
<u>合</u>	計	円
消	費税及び地方消費税の合計金額	円
総	計(入札金額)	円

(別添様式1-2)

I 報酬	円
------	---

担当業務	格付 (号)	月額(円)	作業人月	金額(円)
/]	ト 計			

П	直接経費	円
, ,	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
( ]	)旅費(航空賃)	円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額(円)

(別添様式1-2)

(2) 旅費(日当・宿泊費)	円
----------------	---

担当業務	格付 (号)		◆ 類 (Ⅲ)			
		日当(円)		宿泊費(円)	)	金額(円)
		× =		× =		
小計						

(3) 一般業務費(現地支出分)

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備考
合 計					

(別添様式1-2)

(4) -	一般業務費(国内支出分:報告書印刷費等)						
	費目	内 訳	単価(円)	数量	金額(円)	備	考
	合 計						
(5) 相	幾材購入費	円					
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備	考
	合 計						
(6) ‡	再委託費	円					
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備	考
	合 計						

(別添様式2-1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 《全省庁統一資格業者コード》 《コンサルタント等の名称》 《代表者名》 印

# 〇〇〇国《案件名》(調達管理番号:XXX) に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に 基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に 関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当 せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

# 独立行政法人国際協力機構

○○○国《案件名》

(調達管理番号:XXX)

技術提案書

# 年 月

<全省庁統一資格業者コード> コンサルタント等の名称

> 担当者名: 電話番号:

FAX 番号:

e-mail アドレス: 緊急連絡先: